

2022春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構 成 組 織 名	労済労連
方 針 決 定 日	2021年1月24日第52回中央委員会
要 求 提 出 日	1月24日開催予定の第1回中央闘争委員会で確認予定
回 答 指 定 日	1月24日開催予定の第1回中央闘争委員会で確認予定

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
「底上げ」「底支え」「格差是正」に寄与する観点から嘱託・パート等職員・社員の賃金引き上げの取り組みを主軸に据えて展開する。	
(2) 基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための取り組み	
(3) 賃上げ要求	
■ 月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	労済労連として設定する 30 歳・35 歳各ポイント所定内賃金を目安として提示。
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	賃金カーブ維持分の原資の確保に相当する回答を必ず引き出す。
○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	時給 1,150 円以上で企業内最低賃金協定を締結することをめざし、全単組が必ず取り組みを展開する。
■ 男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当	
■ 初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結	
■ 一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	
一時金を含めた「年収ベースの維持」にこだわり、取り組みを展開する。	

(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善

<p>■長時間労働の是正</p>	<p>「労済労連『豊かな生活時間とあるべき労働時間の実現に向けた方針』」および、これをふまえて単組が策定した方針から、春季生活闘争ゾーンにおける重点的な取り組み内容を検討し実施する。</p>
<p>■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み</p>	
<p>■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み</p>	<p>通年の取り組みとして整理</p>
<p>■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み</p>	<p>雇用による就業(①～③)を原則として位置付けたうえで、各単組の労使間で意見交換を行う。</p>
<p>■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み</p>	<p>各組織におけるテレワークに関する取り組みの進捗状況などをふまえ、各単組が具体的な対応を検討する。</p>
<p>■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備 など</p>	

(5) ジェンダー平等・多様性の推進

<p>・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法</p>	<p>1.育児・介護休業法の改正にともなう対応について各単組の労使でやり取りする。 2.「①育児のための短時間勤務制度：子が小学校3年生を終えるまでの期間に適用を拡大する」「②障がいのある子を養育する場合の勤務時間：6時間とし、子が満20歳の誕生日後に最初に到達する3月まで認める」「③介護休業制度：取得可能日数を対象家族一人あたり365日とする」の3点に水準未達がある場合は必ず取り組む。 3.なお、この間、重点取り組み項目とともに労済労連春季生活闘争方針で掲げてきた「治療と職業生活の両立支援に向けた取り組み」や「ジョブリターン制度」は、各事業体における対応状況に応じて、各単組で取り組みを検討する。</p>
---	--

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

<p></p>
